

7.利用調整について

入園の申し込みが受け入れ可能な定員を超えた場合、次の手順に従って利用調整します。

- (1) 「1.保育所等利用調整基準指数表」に基づき世帯の基準指数（保護者(父・母)それぞれの基準指数の合算）を算定する。
- (2) (1) で算定した基準指数に、「2.調整指数表」に基づく加点・減点を行う。
- (3) (1)、(2) で算定した指数が高い世帯から利用を決定する。
- (4) (1)、(2) で算定した指数が同一の場合は、世帯の状況等を総合的に考慮して決定する。

【1. 保育所等利用調整基準指数表】

保 護 者 の 状 況			基準 指数
類型	細 目		
①就労	月 1 2 0 時間以上の就労を常態		10
	月 1 0 0 時間以上の就労を常態		9
	月 6 4 時間以上の就労を常態		8
	月 6 4 時間未満の就労月が 1 月以上ある場合		7
	就労予定の場合（見込みで就労証明書の提出ができない場合）		7
②妊娠・出産	産前産後期間（出産予定月とその前後各 2 か月）にある場合 ※多胎の場合		10
	産前産後期間（出産予定月とその前後各 2 か月）にある場合		7
③疾病・障害	疾病等	1 か月以上の入院又は入院に相当する治療や安静を要する	10
		週 3 日以上の特通加療を行い、安静を要する	9
		継続的な通院加療を行い、安静を要する	8
	障害	身体障害者手帳 1 ・ 2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 ・ 2 級、療育手帳 A 判定	10
		身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級、療育手帳 B 判定	8
		身体障害者手帳 4 級以下、療育手帳 C 判定	7
④介護・看護	施設付添	週 5 日以上の特時付添を要する	10
		週 4 日以上の特時付添を要する	9
		週 3 日以上の特時付添を要する	8
	施設送迎	週 3 日以上の特送迎を要する	7
	自宅看護 ・ 介護	重度のため常時看護・介護を要する	9
		上記以外の看護・介護を要する	7
⑤災害復旧	災害（地震、風水害、火災等）復旧に当たっている		10
⑥求職活動	求職活動（起業準備活動含む）を常態		3
⑦就学	月 6 4 時間以上の就学又は職業訓練を常態		7
	月 6 4 時間未満の就学又は職業訓練を常態		3
⑧その他	前各細目に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合		※

※分類番号①～⑦の指数を準用。

【2. 調整指数表】

世帯の状況等	調整 指数
ひとり親世帯（単身赴任、離婚調停中等による別居は含まない）	+15
生活保護世帯（就労により自立支援につながる場合等）	+5
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い	+4
虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護を要する	+3
入所希望児童又は兄弟が障害を有する	+2
育児休業明け	+1
同居のきょうだいが同一の保育所等に在籍している、又は入所申込をしている	+1
保育料等を過去3か月分以上滞納している（卒園児分含む）	-4